

熊本市営住宅建替、改修及び用途廃止事業に伴う移転料の支給等に関する取扱基準

制定	昭和55年	4月	1日	
改正	平成元年	2月27日	建設局長決裁	
	平成6年	4月	1日	市長決裁
	平成6年	12月13日	市長決裁	
	平成10年	3月30日	市長決裁	
	平成17年	7月26日	建築住宅部長決裁	
	平成18年	4月	1日	建築住宅部長決裁
	平成22年	3月18日	建築部長決裁	
	平成24年	7月31日	住宅課長決裁	
	平成25年	4月	1日	住宅課長決裁
	平成25年	8月29日	住宅課長決裁	
	平成25年	9月20日	住宅課長決裁	
	平成29年	4月13日	住宅課長決裁	
	令和5年	2月28日	市営住宅課長決裁	

(目的)

第1条 この取扱基準は、熊本市営住宅条例（平成9年条例第45号。以下「条例」という。）による市営住宅の建替、改修及び用途廃止事業の実施に伴う入居者に対する移転料の支給等に関する事項を定め、もって建替、改修及び用途廃止事業の円滑かつ迅速な処理を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧住宅 建替、改修及び用途廃止事業に伴い除去又は改修すべき市営住宅をいう。
- (2) 新住宅 建替及び改修事業により新たに整備又は改修された市営住宅をいう。
- (3) 対象入居者 旧住宅の除去又は改修前の最終入居者で建替、改修及び用途廃止計画の通知を受けたものをいう。
- (4) 仮移転 対象入居者が仮住居に一時、移転することをいう。ただし、用途廃止事業では適用しない。
- (5) 本移転 対象入居者が新住宅又はその他の市営住宅へ移転することで、仮移転以外のものをいう。
- (6) 仮移転前家賃 対象入居者の旧住宅における転出前の最終家賃をいう。
- (7) 仮移転住宅 対象入居者が建替及び改修事業に伴い一時移転する仮住居をいう。

(明渡し承諾書等)

第3条 対象入居者が旧住宅の明渡しに同意したときは、明渡し承諾書を徴し、対象入居者との間で市営住宅建替、改修及び用途廃止事業に伴う明渡し及び移転等に関する契約を次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める様式の契約書により締結するものとする。

- (1) 市営住宅に仮移転する場合 第1-1号様式・第1-2号様式
- (2) 市営住宅以外の住宅に仮移転する場合 第2-1号様式・第2-2号様式・第2-3号様式
- (3) 市営住宅又は市営住宅以外の住宅へ本移転する場合 第3号様式
- (4) 2つの市営住宅を統合し建替える際、用途廃止予定団地の入居者が新住宅へ本移転する場合 第4号様式
- (5) 用途廃止予定団地の入居者が市営住宅又は市営住宅以外の住宅へ本移転する場合 第5号様式

(市営住宅建替事業)

第4条 市営住宅建替事業における法定建替事業及び任意建替事業について、対象入居者が使用する書式を次の各号に定める様式とする。

- (1) 仮移転に関する条件等への承諾書 仮移転承諾書 第5-1号様式
- (2) 仮移転料の支払いに関する契約書 市営住宅建替事業仮移転料支払い契約書 第5-2号様式
- (3) 仮移転料を振込む口座の申請書 仮移転料振込口座（登録・変更）申請書 第5-3号様式
- (4) 仮移転料の請求書 仮移転料請求書 第5-4号様式
- (5) 仮移転が完了したことの報告書 仮移転完了調書 第5-5号様式
- (6) 市営住宅建替事業の仮移転先情報等をまとめた報告書 建替一時転出報告書 第5-6号様式
- (7) 市営住宅建替事業の入居先に対する誓約書 誓約書 第6-1号様式

- (8) 市営住宅建替事業で整備する新築住戸の辞退届 新築住戸入居辞退届 第6-2号様式
- (9) 本移転に関する条件等への承諾書 本移転承諾書 第6-3号様式
- (10) 本移転料の支払いに関する契約書 市営住宅建替事業本移転料支払い契約書 第6-4号様式
- (11) 本移転料を振込む口座の申請書 本移転料振込口座(登録・変更)申請書 第6-5号様式
- (12) 本移転料の請求書 本移転料請求書 第6-6号様式
- (13) 仮移転が完了したことの報告書 本移転完了届 第6-7号様式

(移転料の支給)

第5条 対象入居者の移転料は、別表第1に定めるところにより算定した額に消費税及び地方消費税の額を加えた額を支給するものとする。

(仮移転住宅の家賃)

第6条 対象入居者が市営住宅(特定優良賃貸住宅を除く。)へ仮移転する場合の家賃の額は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第16条、第28条第2項及び第29条第5項に規定する方法により算出した額(以下「算出家賃額」という。)の2分の1の額をもって仮移転住宅の家賃の額(その額が仮移転前家賃を下回る場合には、仮移転前家賃の額。)とする。この場合において、算出家賃額が仮移転前家賃より低額の場合は、その額を仮移転住宅の家賃の額とする。ただし、市長が定める仮移転期間を超えた場合には、当該仮移転住宅に引き続き本移転しているものとみなす。

2 対象入居者が市営住宅以外の住宅へ仮移転する場合は、当該住宅賃貸借契約月額家賃(共益費等は除く。)から仮移転前家賃を控除した金額を補償する。ただし、公営住宅等関連事業推進事業補助要領(平成6年建設省住備発第56号)第3の5の限度額を限度とする。

3 前項の補償の額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本移転住宅の家賃)

第7条 対象入居者が本移転する場合の家賃は、算出家賃額とする。

(激変緩和措置)

第8条 対象入居者が本移転した場合は、別表第2に定めるところにより、家賃の減額をするものとする。

(敷金)

第9条 対象入居者が市営住宅へ仮移転する場合は、旧住宅の敷金の額を仮移転住宅の敷金の額とする。

2 対象入居者が市営住宅以外の住宅へ仮移転する場合は、当該住宅賃貸借契約月額家賃の3月分を限度に敷金を補償する。ただし、1件につき120千円を限度とする。

3 対象入居者が本移転する場合の敷金は、本移転住宅の算出家賃額の3月分に相当する額とする。

(移転料等の支給方法)

第10条 第4条に規定する移転料は、移転完了を確認したときに支給するものとする。ただし、対象入居者の特別の事情により必要があると認められた場合は、移転料の額の3分の2を限度として前払いすることができる。

2 第6条第2項に規定する家賃補償及び第9条第2項に規定する敷金補償は、対象入居者の貸主への支払い終了確認後速やかに支払うものとする。

(市営改良住宅に移転する場合)

第11条 対象入居者が市営改良住宅に移転する場合には第3条第1号、同条第3号、第5条、第6条第1項、第7条、第8条、第9条第1項、同条第3項及び第10条の規定を準用する。

2 前項の場合において、第6条第1項、第7条及び第9条第3項中「算出家賃額」とあるのは「条例第57条の規定による額」と読み替えるものとする。

附 則

この取扱基準は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

1 この取扱基準は、平成元年4月1日から施行する。

2 この取扱基準の施行前に、改正前の熊本市営住宅建替事業に伴う移転料等の支給等に関する別表3の適用を受けているものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この取扱基準は、平成6年度（建設年度）以降新たに建設に着手する建替対象団地の入居者から適用し、改正前の取扱基準の適用を受けている者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この取扱基準は、平成6年度（建設年度）以降新たに建設に着手する建替対象団地の入居者から適用し、改正前の取扱基準の適用を受けている者は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱基準は、平成10年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の取扱基準の適用を受けている者のうち次に掲げる者については、既に提示した傾斜家賃と激変緩和措置による家賃のうちいずれか低い額をもって、その家賃とする。
 - (1) 平成10年4月1日（以下「基準日」という。）前に建替による再入居をし、基準日以降も家賃の減額を行う対象者。
 - (2) 基準日前に建替事業に伴う移転を行い、基準日以降に建替による再入居をした者。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成17年 7月27日から施行する。
- 2 この取扱基準は、平成17年度（建設年度）以降新たに建設に着手する建替対象団地の入居者から適用し、改正前の取扱基準の適用を受けている者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成18年 4月1日から施行する。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成22年 3月18日から施行する。
- 2 この取扱基準は、平成21年度以降新たに竣工する建替対象団地の入居者から適用し、改正前の取扱基準の適用を受けている者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成25年8月29日から施行する。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成29年4月13日から施行する。
- 2 この取扱基準は、平成29年度以降新たに建替、改修及び用途廃止事業に着手する対象団地の入居者から適用し、改正前の取扱基準の適用を受けている者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この取扱基準は、令和 5年4月1日から施行する。

第1-1号様式

市営住宅改修事業等に伴う明渡し及び移転補償に関する契約書（退去）

熊本市を甲とし、
を乙として当事者間に市営住宅改修事業等施行のため、乙の居住する市営住宅の明渡し、移転等に関し、次のとおり契約を締結する。

（明渡し対象住宅）

第1条 この契約の明渡しの対象となる住宅は、次のとおりとする。

- (1) 住宅の所在地 熊本市
- (2) 団地名 団地
- (3) 住宅番号

（明渡し）

第2条 乙は、その責任と負担において前条に規定する住宅を 年 月 日までに明渡すものとし、明渡し承諾書を提出するものとする。

2 前項の場合において、乙は熊本市営住宅条例（平成9年第45号）第42条の規定に基づく市営住宅明渡し届けを提出するものとする。

（仮移転住宅への移転）

第3条 乙は、年 月 日までに甲が指定する市営住宅に仮移転するものとする。

- 2 乙は、前項の移転が完了したときは、遅滞なく甲に移転完了届を提出するものとする。
- 3 甲は、前項の届出を受理したときは、速やかに移転完了を確認するものとする。

（市営住宅への入居の保証）

第4条 甲は、乙に対し当該改修事業等が完了したときは、乙の申出により入居を保証するものとする。

- 2 乙は、前項の申出を甲が指定する日から30日以内にしなければならない。
- 3 正当な理由がなく前項の期限までに乙が申出を行わなかった場合は、新住宅への入居の権利を放棄したものと見なす。

（移転料の補償）

第5条 甲は、乙に対し旧住宅から退去する移転料として 円を補償し、乙の請求により、移転完了確認後支払うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する移転料を移転完了確認前に特別の事情により支払う必要があるときは、移転料の3分の2を限度として乙の請求により前払いすることができる。前払いの残金は、乙の請求により移転完了確認後支払うものとする。

(遵守義務)

第6条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第7条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、熊本市営住宅建替、改修及び用途廃止事業に伴う移転料等の支給等に関する取扱基準に基づき、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市
代表者
熊本市長

乙 住所 熊本市
団地名 団地
住宅番号
氏名 印

第1-2号様式

市営住宅改修事業等に伴う移転補償に関する契約書（入居）

熊本市を甲とし、
を乙として当事者間に市営住宅改修事業等施行のため、乙の移転等に関し、次のとおり契約を締結する。

（明渡し対象住宅）

第1条 この契約の明渡しの対象となる仮移転住宅は、次のとおりとする。

- （1）住宅の所在地 熊本市
- （2）団地名 団地
- （3）住宅番号

（明渡し）

第2条 乙は、その責任と負担において前条に規定する住宅を 年 月 日までに明渡すものとし、熊本市営住宅条例（平成9年第45号）第42条の規定に基づく市営住宅明渡し届けを提出するものとする。

（移転料の補償）

第3条 甲は、乙に対し仮移転住宅から新住宅へ入居する移転料として 円を補償し、乙の請求により、移転完了確認後支払うものとする。但し、市営住宅改修事業等に伴う明渡し及び移転補償に関する契約書（退去）第4条第3項に規定する入居の放棄或いは当該市営住宅に本移転をした場合は、補償しない。

2 甲は、前項に規定する移転料を移転完了確認前に特別の事情により支払う必要があるときは、移転料の3分の2を限度として乙の請求により前払いすることができる。前払いの残金は、乙の請求により移転完了確認後支払うものとする。

（遵守義務）

第4条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義の決定）

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、熊本市営住宅建替、改修及び用途廃止事業に伴う移転料等の支給等に関する取扱基準に基づき、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市
代表者
熊本市長

乙 住所 熊本市
団地名 団地
住宅番号
氏名 印

第2-1号様式

市営住宅改修事業等に伴う明渡し及び移転補償に関する契約書（退去）

熊本市を甲とし、
を乙として当事者間に市営住宅改修事業等施行のため、乙の居住する市営住宅の明渡し、移転等に関し、次のとおり契約を締結する。

（明渡し対象住宅）

第1条 この契約の明渡しの対象となる住宅は、次のとおりとする。

- (1) 住宅の所在地 熊本市
- (2) 団地名 団地
- (3) 住宅番号

（明渡し）

第2条 乙は、その責任と負担において前条に規定する住宅を 年 月 日までに明渡しものとし、明渡し承諾書を提出するものとする。

2 前項の場合において、乙は熊本市営住宅条例（平成9年第45号）第42条の規定に基づく市営住宅明渡し届けを提出するものとする。

（仮移転住宅への移転）

第3条 乙は、年 月 日までに市営住宅以外の住宅に仮移転するものとする。

- 2 乙は、前項の移転が完了したときは、遅滞なく甲に移転完了届を提出するものとする。
- 3 甲は、前項の届出を受理したときは、速やかに移転完了を確認するものとする。

（市営住宅への入居の保証）

第4条 甲は、乙に対し当該改修事業等が完了したときは、乙の申出により入居を保証するものとする。

- 2 乙は、前項の申出を甲が指定する日から30日以内にしなければならない。
- 3 正当な理由がなく前項の期限までに乙が申出を行わなかった場合は、新住宅への入居の権利を放棄したものと見なす。

（移転料の補償）

第5条 甲は、乙に対し旧住宅から退去する移転料として 円を補償し、乙の請求により、移転完了確認後支払うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する移転料を移転完了確認前に特別の事情により支払う必要があるときは、移転料の3分の2を限度として乙の請求により前払いすることができる。前払いの残金は、乙の請求により移転完了確認後支払うものとする。

（遵守義務）

第6条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第7条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、熊本市営住宅建替、改修及び用途廃止事業に伴う移転料等の支給等に関する取扱基準に基づき、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市
代表者
熊本市長

乙 住所 熊本市
団地名 団地
住宅番号
氏名 印

第2-2号様式

市営住宅改修事業等に伴う家賃等の補償に関する契約書

熊本市を甲とし _____ を乙として当事者間に市営住宅改修事業等施行のため、乙の仮移転する住宅の家賃等に関し、次のとおり契約を締結する。

(明渡し対象住宅)

第1条 この契約の明渡しの対象となる住宅は、次のとおりとする。

- (1) 住宅の所在地 熊本市
- (2) 団地名 _____ 団地
- (3) 住宅番号 _____

(仮移転住宅への移転)

第2条 乙は次の住宅に仮移転するものとする。

住宅の所在地	
住宅の所有者 住所 氏名	
当該住宅賃貸借契約月額家賃	

(家賃の補償)

第3条 乙が第2条第1項に規定する住宅へ仮移転する期間（旧住宅より移転する月から新住宅に入居するまでの期間）、甲は仮移転住宅の家賃補償として _____ 年 _____ 月より月額 _____

円を補償し、乙が貸主への支払い確認後速やかに支払うものとする。但し、仮移転する期間に市営住宅又は市営住宅以外に本移転をした場合は、本移転以後は補償をしないものとする。

(敷金の補償)

第4条 甲は乙に対し、敷金として _____ 円を補償し、乙が貸主への支払い確認後速やかに支払うものとする。

(遵守義務)

第5条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第6条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、熊本市営住宅建替、改修及び用途廃止事業に伴う移転料等の支給等に関する取扱基準に基づき、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市
代表者
熊本市長

乙 住所 熊本市
団地名 団地
住宅番号
氏名 印

第2-3号様式

市営住宅改修事業等に伴う移転補償に関する契約書（入居）

熊本市を甲とし、
を乙として当事者間に市営住宅改修事業等施行のため、乙の移転等に関し、次のとおり契約を締結する。

（移転料の補償）

第1条 甲は、乙に対し移転住宅から新住宅へ入居する移転料として 円を補償し、乙の請求により、移転完了確認後支払うものとする。但し、市営住宅改修事業等に伴う明渡し及び移転補償に関する契約書（退去）第4条第3項に規定する入居の放棄或いは当該住宅に本移転をした場合は、補償しない。

2 甲は、前項に規定する移転料を移転完了確認前に特別の事情により支払う必要があるときは、移転料の3分の2を限度として乙の請求により前払いすることができる。前払いの残金は、乙の請求により移転完了確認後支払うものとする。

（遵守義務）

第2条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義の決定）

第3条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、熊本市営住宅建替、改修及び用途廃止事業に伴う移転料等の支給等に関する取扱基準に基づき、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市
代表者
熊本市長

乙 住所 熊本市

氏名

印

第3号様式

市営住宅改修事業等に伴う明渡し及び移転補償に関する契約書

熊本市を甲とし、
を乙として当事者間に市営住宅改修事業等施行のため、乙の居住する市営住宅の明渡し、移転等に関し、次のとおり契約を締結する。

(明渡し対象住宅)

第1条 この契約の明渡しの対象となる住宅は、次のとおりとする。

- (1) 住宅の所在地 熊本市
- (2) 団地名 団地
- (3) 住宅番号

(明渡し)

第2条 乙は、その責任と負担において前条に規定する住宅を 年 月 日までに明渡しものとし、明渡し承諾書を提出するものとする。

2 前項の場合において、乙は熊本市営住宅条例（平成9年第45号）第42条の規定に基づく市営住宅明渡し届けを提出するものとする。

(入居の放棄)

第3条 乙は、甲が指定する市営住宅又は市営住宅以外の住宅に本移転し、当該改修事業等が完了した住宅への入居の権利を放棄するものとする。

- 2 乙は、前項の移転が完了したときは、遅滞なく甲に移転完了届を提出するものとする。
- 3 甲は、前項の届出を受領したときは、速やかに移転完了を確認するものとする。

(移転料の補償)

第4条 甲は、乙に対し旧住宅から退去する移転料として 円を補償し、乙の請求により、移転完了確認後支払うものとする。

2 甲は、前項に規定する移転料を移転完了確認前に特別の事情により支払う必要があるときは、移転料の額の3分の2を限度として乙の請求により前払いすることができる。前払いの残金は、乙の請求により移転完了確認後支払うものとする。

(遵守義務)

第5条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第6条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、熊本市営住宅建替、改修及び用途廃止事業に伴う移転料等の支給等に関する取扱基準に基づき、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市
代表者
熊本市長

乙 住所 熊本市
団地名 団地
住宅番号
氏名 印

第4号様式

移転契約書

熊本市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、乙の入居する用途廃止予定の市営住宅の明渡しとその移転補償に関し、次のとおり契約を締結する。

（明渡し対象住宅）

第1条 この契約の対象の住宅（以下「明渡し対象住宅」という。）は次のとおりである。

- （1）団地名 市営 団地
- （2）住宅番号

（明渡し）

第2条 年 月 日までに、乙はその責任と費用負担により明渡し対象住宅（その敷地を含む）から全ての家財道具及び不用品を搬出し、かつ廃棄処分が必要な物については適法に処分するものとする。
2 乙は前項の明渡し完了後は、甲に届出し明渡し対象住宅の鍵を返還するものとする。

（移転料の支払い）

第3条 甲は前条の届出を受けた場合は明渡し対象住宅を検査し、明渡し完了を確認した後に、乙に対し一切の移転費用補償として移転料 円を支払うものとする。

（移転料の前払い）

第4条 前条の規定にかかわらず、乙の求めにより甲が必要と判断したときは、明渡し完了確認前に移転料の額の3分の2を限度として前払いすることができる。ただし、移転料の残金については明渡し完了確認後に支払うものとする。

（遵守義務）

第5条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

この契約成立を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所 熊本市中央区手取本町1番1号
氏名 熊本市
代表者
熊本市長

乙 住所 熊本市 区
市営 団地（住宅番号）
氏名 印

仮移転承諾書

令和 年 月 日

熊本市長 様

住所 ○○○○○○
○○○○○○

氏名 ○○ ○○

このたび、私が入居している熊本市営○○○○団地の建替えに伴い、下記の仮移転期日までに住宅を明渡し、先に提出した「同意書」の仮移転の条件については、下記の内容により行われることを承諾します。

また、市営住宅の明渡し後、残置する私の住宅内の物品及び庭樹等（当該住宅敷地の共用部分に放置された一切の物品等を含む。）の所有権等一切の権利を放棄します。

なお、私は、熊本市が実施する熊本市営○○○○団地建替事業の建替住宅に入居が決定した場合、△△△△（会社名）の指定する日をもって、仮住居を明渡します。

記

- 移転期日 令和 年 月 日
- 移転先 仮移転住宅
- 仮移転料 _____円(※)
なお、市は、△△△△（会社名）に支払いを行わせるものとします

※「熊本市営住宅建替、改修及び用途廃止事業に伴う移転料の支給等に関する取扱基準別表第1」に基づき算定した金額を記載すること

- 仮住居等
①仮住居の契約は、市の指定する賃貸借契約書により行う。
②市は、市が負担する以下の金額の支払い、仮移転手続き、賃貸借契約にかかる業務及び建替住宅への入居手続きに関する業務（モデルルームの公開、入居説明会等）を△△△△（会社名）に行わせる。
③建替住宅への入居が可能となったにもかかわらず、仮住居からの移転を行わないときは、市及び△△△△（会社名）は、以後に発生する仮住居の家賃を負担しない。

市営住宅建替事業仮移転料支払い契約書

熊本市（以下「市」という。）との間に締結した〇〇〇〇〇〇〇建替事業（以下「〇〇〇〇〇」という。）に基づき△△△団地の建替えに伴う入居者移転支援業務を実施する〇〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と□□□□□□□（以下「乙」という。）との間に、△△△団地の建替事業に伴う仮移転料の支払いに関する契約を次のとおり締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、市営住宅建替事業の趣旨に従い、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（仮移転料）

第2条 甲は、乙に仮移転料 金_____円（※）を、乙の請求があった日から30日以内に支払う。ただし、仮移転料は、甲が乙の移転を完了したことを確認した後に支払うものとする。

※「熊本市営住宅建替、改修及び用途廃止事業に伴う移転料の支給等に関する取扱基準別表第1」に基づき算定した金額を記載すること

（仮住居及びその使用期間）

第3条 乙は、次の住宅を仮住居として使用するものとする。

仮住居として使用する	所在地	
住宅の所在地及び名称	名称	

（協議事項）

第4条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙 熊本市

仮移転料振込口座（登録・変更）申請書

様

氏名	カタカナ																		
	漢字																		

郵便番号			-		住所コード											
住所名カナ	都道府県				電話番号											
	市区町村															
	町															
	字・丁目															
	番地方書															
住所名漢字	都道府県															
	市区町村															
	町															
	字・丁目															
	番地方書															

金融機関名		銀行										店									
預金種別	1	普通	2	当座	3	その他															
金融機関コード		口座番号																			
口座名義人	カタカナ																				
	漢字																				

仮移転料請求書

令和 年 月 日

様

住所 ○○○○○○○○

氏名 ○○○○

金 _____ 円(※)

下記住宅からの移転を完了しましたので移転料を請求します。

記

- 1 従前の住宅 市営 団地 号
- 2 移転完了日 令和 年 月 日

市営住宅建替事業仮移転料支払い	検査員氏名
契約書の署名と照合及び検査済	

※「熊本市営住宅建替、改修及び用途廃止事業に伴う移転料の支給等に関する取扱基準別表第1」
に基づき算定した金額を記載すること

仮移転完了調書

(市営住宅の鍵を同封して返送してください。)

1 旧住宅の電気・ガス・水道の閉栓関係について

電気の閉栓 令和 年 月 日 に連絡・閉栓済み。

ガスの閉栓 令和 年 月 日 に連絡・閉栓済み。

水道の閉栓 令和 年 月 日 に連絡・閉栓済み。

2 令和 年 月 日 に移転完了

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

(旧) 市営 団地 号

氏 名 _____

電話番号 _____

建替一時転出報告書

	旧住宅コード	棟	号室	仮移転者氏名	賃貸借契約開始年月 (西暦)	移転先 郵便番号	移転先住所	移転先 電話番号	緊急連絡先 氏名	緊急連絡先 電話番号
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										

(注) 電子データ (MS EXCEL) で報告すること。なお移転先電話番号は、移転後決まり次第報告すること。

熊本市長 様

誓約書

このたび、市営_____団地_____－_____号に入居いたしますが、私は入居後、団地内で犬、猫等ペットの飼育等は一切行いません。

また、団地内での共同生活のルールを守り、他の入居者に迷惑をかけることのないようにいたします。

もし違反した場合、明け渡しを請求された時には直ちに住宅を明渡すことを誓約いたします。

年 月 日

氏名_____

第6-2号様式

熊本市長 様

新築住戸入居辞退届

住所_____

氏名_____

私、_____は、このたび下記住宅に入居しますので、今後、建替えにより新たに整備される市営〇〇団地への入居は辞退します。

記

1. 住宅名 市営 団地 ー 号

2. 入居予定日 令和 年 月 日

本移転承諾書

令和 年 月 日

熊本市長 様

住所 ○○○○○○○○
○○○

氏名 ○○ ○○

このたび、私の入居している住宅を下記の条件で明渡しすることについて承諾します。
また、市営住宅の明渡し後、残置する私の住宅内の物品及び庭樹等（当該住宅敷地の共用部分に放置された一切の物品等を含む。）の所有権等一切の権利を放棄します。

記

- 1 移転期日 令和 年 月 日
- 2 移転先 ①市営 団地
②その他の住宅
- 3 本移転料 _____円（※）
- 4 その他 市は、本移転手続きにかかる業務、及び市が負担すべき本移転料の支払い業務を△△△△（会社名）に行わせる。

※「熊本市営住宅建替、改修及び用途廃止事業に伴う移転料の支給等に関する取扱基準別表第1」に基づき算定した金額を記載すること

市営住宅建替事業本移転料支払い契約書

熊本市（以下「市」という。）との間に締結した〇〇〇〇〇〇〇〇建替事業特定事業契約（以下「特定事業契約」という。）に基づき△△△△団地の建替えに伴う入居者移転支援業務を実施する〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と□□□□□□（以下「乙」という。）との間に、△△△△団地の建替事業に伴う本移転料の支払いに関する契約を次のとおり締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、市営住宅建替事業の趣旨に従い、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（移転料）

第2条 甲は、乙に本移転料 金_____円（※） を、乙の請求があった日から30日以内に支払う。ただし、本移転料は、乙が仮住戸の家賃の滞納等、乙が負担すべき費用を支払わなかったことなど（超過損害額）により、甲が賃貸人から返還されるべきその物件の保証金返還金又は敷金が減額された場合、その額を、甲が指定する日までに支払い、かつ甲が乙の移転を完了したことを確認した後に支払うものとする。

2 乙が前項の甲の指定する日までに甲からの請求額を支払わない場合、本移転料の支払が無利息にて留保されることに対し、市及び甲に対し異議を述べることはできない。

（協議事項）

第3条 この契約に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇-〇〇

※「熊本市営住宅建替、改修及び用途廃止事業に伴う移転料の支給等に関する取扱基準別表第1」に基づき算定した金額を記載すること

本移転料請求書

令和 年 月 日

様

住所 ○○○○○○

氏名 ○○ ○○

金 円 (※)

下記仮住宅からの移転を完了しましたので本移転料を請求します。

記

- 1 従前の住宅 ○○市○○○ ○○—○○—○○
市営 団地 号
- 2 移転完了日 令和 年 月 日
- 3 仮移転住戸 ○○市○○○ ○○—○○—○○

市営住宅建替事業本移転料支払い 契約書の署名と照合及び検査済	検査員氏名
-----------------------------------	-------

※「熊本市営住宅建替、改修及び用途廃止事業に伴う移転料の支給等に関する取扱基準別表第1」
に基づき算定した金額を記載すること

本移転完了届

1 仮移転先住宅の電気・ガス・水道の閉栓関係について

電気の閉栓 令和 年 月 日 に連絡・閉栓済み。

ガスの閉栓 令和 年 月 日 に連絡・閉栓済み。

水道の閉栓 令和 年 月 日 に連絡・閉栓済み。

2 仮移転先住宅の明渡し確認について

家主（又は管理会社）の立会による明け渡し確認

令和 年 月 日 に家主・管理会社の立会により確認済み。

令和 年 月 日 に鍵を返還済み。

3 令和 年 月 日 に移転完了

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

〇〇市〇〇〇〇 〇〇-〇〇

氏 名 _____

電話番号 _____

別表第1 移転料等（第5条関係）

1. 旧住宅から次の各号に掲げる住宅に移転した場合は、当該各号に定める表に規定する費用を合計した額。

（10円未満は切り捨てとする）

（子供は、12歳未満とする）

(1) 旧住宅の属する団地外の住宅	
屋内動産移転費	124,400円
移転通知費	15,070円
交通費及び日当	大人1人につき ×1,900円 子供1人につき ×950円
電話移転費	11,600円
職業不能補償費	57,280円
消費税相当額	
合計	

(2) 旧住宅の属する団地内の住宅	
屋内動産移転費	111,960円
移転通知費	15,070円
交通費及び日当	大人1人につき ×1,900円 子供1人につき ×950円
電話移転費	11,600円
職業不能補償費	57,280円
消費税相当額	
合計	

2. 前項の適用を受けた対象入居者が、新住宅へ本移転した場合の移転料は前項の適用を受け支払われた金額と同額

※職業不能補償費は、消費税の対象としない。

別表第2（第8条関係）

入居期間	減額後の家賃
1年以下	本移転住宅の家賃 - 5/6（本移転住宅の家賃-建替前家賃）
1年を超えて 2年以下	本移転住宅の家賃 - 4/6（本移転住宅の家賃-建替前家賃）
2年を超えて 3年以下	本移転住宅の家賃 - 3/6（本移転住宅の家賃-建替前家賃）
3年を超えて 4年以下	本移転住宅の家賃 - 2/6（本移転住宅の家賃-建替前家賃）
4年を超えて 5年以下	本移転住宅の家賃 - 1/6（本移転住宅の家賃-建替前家賃）
5年を超えて 6年以下	本移転住宅の家賃

備考

- 1 本移転住宅の家賃は、各年度における法第16条、第28条第2項、第29条第5項により算出された家賃とする。
- 2 減額後の家賃に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 対象入居者が住替を行う場合についてもこの表を適用して家賃を減額するものとする。この場合において入居期間は、当該住替の直前に当該対象者が入居していた住宅の入居日から起算するものとする。